

最近の子育て支援をめぐる状況

平成29年1月13日(金)

最近の子育て支援をめぐる状況

目次

1	ニッポン一億総活躍プラン	1
2	保育関係	3
3	児童虐待対策、社会的養護の推進	8
4	子育て世代包括支援センター等	11
5	児童扶養手当法の一部を改正する法律	13

「ニッポン一億総活躍プラン」の「新三本の矢」

横断的課題である働き方改革と生産性向上

- ①生産性向上に向けた労働環境の整備
- ②非正規雇用の待遇改善
- ③長時間労働の是正(*)
- ④高齢者・障害者等の活躍促進(*)

第1の矢 希望を生み出す強い経済 (GDP600兆円の実現)

- ①医療分野のイノベーション・ICT化の推進(*)
- ②医療の国際展開・国際保健への貢献(*)
- ③観光先進国の実現等(*)

第2の矢 夢をつむぐ子育て支援 (希望出生率1.8の実現)

- ①待機児童の解消・保育人材確保
- ②女性・若者の活躍推進
- ③総合的子育て支援の推進(*)

第3の矢 安心につながる社会保障 (介護離職ゼロ・地域共生社会の実現)

- ①介護の環境整備・人材確保(*)
- ②障害者、難病・がん患者等の活躍支援(*)
- ③地域共生社会の実現(*)

成長と分配の好循環を実現するための基盤の整備

- ①質が高く効率的な医療提供体制の確保(*)
- ②国民の安心につながる社会基盤整備の推進
- ③東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興の支援や防災対策の推進

(*)「保健医療2035提言書」に掲げられている施策 ⇒ 「保健医療2035」を着実に推進

包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

(保育人材確保のための総合的な対策)

安倍内閣は、女性の活躍に政権を挙げて取り組んできている。平成25年(2013年)4月に待機児童解消加速化プランを打ち出し、この3年間で30万人分の保育の受け皿を整備し、多くの共働き世帯の子育てを支援してきた。

これに加えて、「希望出生率1.8」の実現に向けて、昨年末の緊急対策で、平成29年度末(2017年度)までの保育の受け皿整備量を40万人分から50万人分に上積みした。平成28年度(2016年度)予算では、保育サービスは質・量ともにさらに拡大した。本年4月からは企業主導型の新たな保育事業が始まり、事業所内保育所の新設が図られる。また即効性の高い既存事業所内保育所の空き定員の活用を図る。これらにより、5万人の受入れを進める。小規模の保育所の整備や空き教室などの地域のインフラの活用による受け皿の拡大も促進する。

保育士の処遇(※1)については、平成27年度(2015年度)において人事院勧告に従った2%に加え、消費税財源を活用した3%相当、平成27年度補正予算では1.9%相当の処遇改善を行った。さらに、新たに「経済財政運営と改革の基本方針2015」等に記載されている更なる「質の向上」の一環としての2%相当の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度(※2)ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。児童養護施設等においても、その業務に相応の処遇改善を行う。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、更なる処遇改善を行う。

多様な保育士の確保・育成に向けて、保育士を目指す学生に返済を免除する月5万円の修学資金貸付制度を拡充し、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の20万円の再就職準備金貸付制度を創設した。また、保育所が保育補助者を雇用して保育士の負担を軽減する場合には、約295万円の返還免除付きの貸付を行う事業を創設した。このような施策については、さらなる充実を図る。チーム保育を推進する保育所には手厚く運営費を交付して、保育士の負担軽減やキャリアに応じた賃金改善を後押しする。さらに、ICT等を活用した生産性向上による労働負担軽減、保育士の勤務環境の改善などに取り組む。

大都市圏を中心になお多くの待機者がおり、緊急的に対応すべき措置として、待機児童が集中している関連自治体などと連携して対応策を取りまとめたところであり、速やかに実行していく。

このように、保育の受け皿整備に加えて、保育士の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として9万人の保育人材の確保に総合的に取り組み、待機児童解消の実現を目指す。

※1 子ども・子育て支援新制度の下での認定こども園及び幼稚園等の職員に係るものを含む。

※2 賃金は平成27年6月分、賞与・期末手当等特別給与額は平成26年の1年間についての数値(平成27年賃金構造基本統計調査)。具体的には、全産業の女性労働者の賃金動向や、保育士の賃金動向(平成27年度及び28年度予算措置分の反映を含む)を踏まえ、予算編成過程で検討。

待機児童の状況（年齢別）

- 待機児童が2万人を上回る水準で推移している一方で、保育利用率（利用児童数／就学前児童数）は年々上昇している。
- 特に1・2歳児の利用率は上昇傾向にあり、平成28年4月1日の利用率は41.1%となっている。待機児童も1・2歳児に多く、全体の71.1%を占めており、今後も1・2歳児の受け皿拡大を中心に取組を進めていく。

●待機児童数及び保育利用率の推移



●年齢別待機児童数、利用児童数

	28年待機児童	28年利用児童	就学前児童数
低年齢児(0~2歳)	20,446人 (86.8%)	975,056人 (39.7%)	3,006,100人
うち0歳児	3,688人 (15.7%)	137,107人 (5.6%)	967,100人
うち1・2歳児	16,758人 (71.1%)	837,949人 (34.1%)	2,039,000人
3歳以上児	3,107人 (13.2%)	1,483,551人 (60.3%)	3,156,200人
全年齢児計	23,553人 (100.0%)	2,458,607人 (100.0%)	6,162,300人

待機児童の状況（地域別）

- 待機児童については、全国の市区町村（1,741）のうち、約8割の市区町村（1,355）においてゼロ。
- 待機児童は都市部（*）に多く見られる状況にあり、全体の74.3%（待機児童数17,501人）を占めている。
（*都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（政令指定都市・中核市含む）とその他の政令指定都市・中核市）
- 自治体の積極的な保育の受け皿整備により、昨年度より、待機児童が減少したところが見られる（193市区町村）一方、都市部の一部の市区のように、申込者数の増加が受け皿拡大分を上回り、待機児童が増加したところ（232市区町村）も見られる。

●待機児童数に100人以上増減のあった地方自治体

1. 待機児童数が100人以上減少した市区

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数	
			H28. 4. 1	H27. 4. 1	減少数	対前年増加数	増加率
1	千葉県	船橋市	203	625	▲ 422	1,548	16.1%
2	熊本県	熊本市	0	397	▲ 397	1,555	8.6%
3	宮城県	仙台市	213	419	▲ 206	3,012	19.7%
4	静岡県	浜松市	214	407	▲ 193	1,245	11.1%
5	沖縄県	宜野湾市	172	350	▲ 178	304	13.2%
6	東京都	葛飾区	106	252	▲ 146	598	6.3%
7	大分県	大分市	350	484	▲ 134	305	3.5%
8	埼玉県	川口市	98	221	▲ 123	348	4.5%
9	兵庫県	加古川市	140	252	▲ 112	526	13.9%
10	東京都	新宿区	58	168	▲ 110	780	15.7%
11	栃木県	宇都宮市	29	136	▲ 107	306	3.4%
12	東京都	豊島区	105	209	▲ 104	832	21.2%

2. 待機児童数が100人以上増加した市区

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数	
			H28. 4. 1	H27. 4. 1	増加数	対前年増加数	増加率
1	岡山県	岡山市	729	134	595	192	1.2%
2	香川県	高松市	321	129	192	35	0.4%
3	東京都	中央区	263	119	144	320	9.6%
4	千葉県	市川市	514	373	141	568	8.4%
5	大阪府	吹田市	230	90	140	259	4.8%
6	兵庫県	明石市	295	156	139	82	1.9%
7	鹿児島県	鹿児島市	151	24	127	553	4.8%
8	東京都	荒川区	164	48	116	246	5.6%
9	東京都	江東区	277	167	110	668	6.7%
10	兵庫県	西宮市	183	76	107	115	1.8%

●待機児童数が200人以上の地方自治体

	都道府県	市区町村	H28. 4. 1 待機児童数	H27. 4. 1 待機児童数	前年比
1	東京都	世田谷区	1,198	1,182	16
2	岡山県	岡山市	729	134	595
3	沖縄県	那覇市	559	539	20
4	千葉県	市川市	514	373	141
5	東京都	江戸川区	397	347	50
6	東京都	板橋区	376	378	▲ 2
7	沖縄県	沖縄市	360	296	64
8	大分県	大分市	350	484	▲ 134
9	香川県	高松市	321	129	192
10	東京都	渋谷区	315	252	63
11	東京都	足立区	306	322	▲ 16
12	東京都	目黒区	299	294	5
13	東京都	府中市	296	352	▲ 56
14	兵庫県	明石市	295	156	139
15	東京都	調布市	289	296	▲ 7
16	東京都	江東区	277	167	110
17	大阪府	大阪市	273	217	56
18	東京都	三鷹市	264	209	55
19	東京都	中央区	263	119	144
20	東京都	中野区	257	172	85
21	東京都	台東区	240	170	70
22	東京都	北区	232	160	72
23	沖縄県	浦添市	231	157	74
24	大阪府	吹田市	230	90	140
25	東京都	大田区	229	154	75
26	大阪府	豊中市	217	253	▲ 36
27	静岡県	浜松市	214	407	▲ 193
28	宮城県	仙台市	213	419	▲ 206
29	千葉県	船橋市	203	625	▲ 422

* 定員数：『保育所等関連状況取りまとめ』における保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の定員

待機児童解消加速化プランの更なる展開（平成29年度予算案における主な取組）

保育園等の整備の推進、保育園等改修費支援等

710億円

【要求内容】

- 29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保
- 保育園等の施設整備費や小規模保育等を実施するための改修費等について、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）など

保育人材確保のための総合的な対策

177億円

【要求内容】

- 「保育士宿舍借り上げ支援事業」の対象要件（保育園等に採用されてから5年間）の拡大
- 市町村における新卒の人材確保や潜在保育士の再就職支援、就業継続支援の取組を積極的に支援など

多様な保育サービスの推進

70億円

【要求内容】

- 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- 3歳以上の子どもの受入れに特化した保育園等における3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置等を支援など

安心かつ安全な保育の実施への支援

23億円

【要求内容】

- 保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施などを支援
- 保育事業者からの届出、運営状況報告の受付・審査等を行う都道府県等に対し、保育事業者の負担軽減のためのシステム導入などICT化推進に係る費用を支援

関連する政府の方針

- 子育てや介護をしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、保育や介護の受け皿整備を一層加速する。さらに、本プランでは、求められる保育・介護サービスを提供するための人材の確保に向けて、安定財源を確保しつつ、保育士や介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなどの総合的対策を示す。【ニッポン一億総活躍プラン】
- 待機児童ゼロを実現するため、保育の受け皿整備を進めるとともに、介護についても、50万人分の受け皿を前倒しして整備し、介護離職ゼロを目指す。求められる保育・介護サービスを提供するための人材の確保に向けて、処遇改善等を実現する。【未来への投資を実現する経済対策】

保育士等の処遇改善案について

29年度所要額（公費）：1,098億円（国費544億円）

①保育士等（民間）の処遇改善 984億円（国492億円）

勤務する全ての職員

2%（月額6千円程度*）の処遇改善

技能・経験を積んだ職員等

- 経験年数が概ね7年以上で、研修を経た中堅職員に対して、月額4万円（園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね1/3を対象）
- 経験年数が概ね3年以上で、研修を経た職員に対して、月額5千円の追加的な処遇改善を実施する。

②放課後児童支援員の処遇改善 32億円（国11億円）

技能・経験を積んだ職員等

- i 放課後児童支援員を対象に年額12万4千円（月額約1万円）、
- ii 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象にiと合わせ年額24万8千円（月額約2万円）、
- iii 経験年数が概ね10年以上の事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員を対象にiiと合わせ年額37万2千円（月額約3万円）の処遇改善を実施する。

③民間児童養護施設等の処遇改善 82億円（国41億円）

勤務する全ての職員

2%（月額7千円程度*）等の処遇改善

直接処遇職員

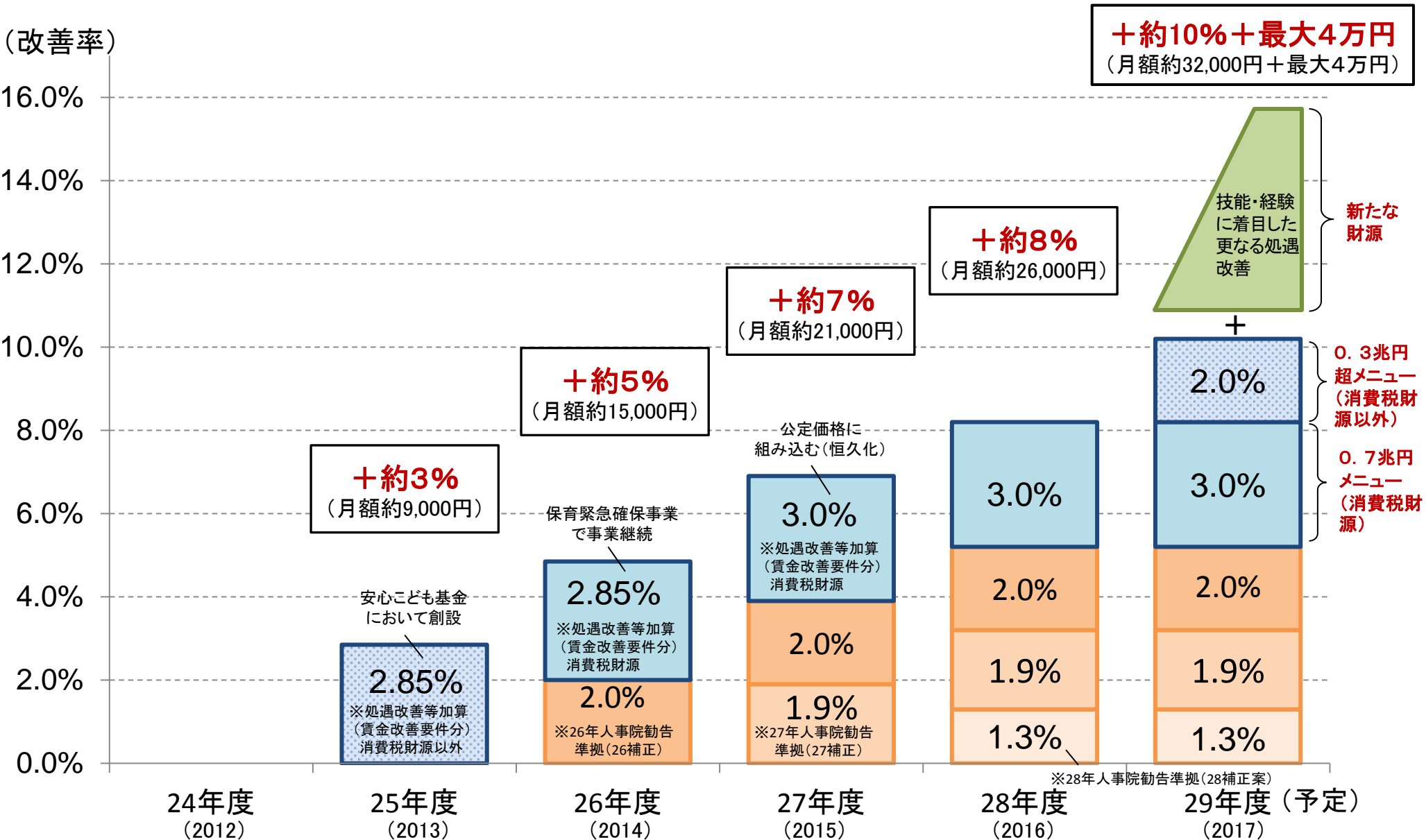
虐待や障害等のある子どもを支援し夜間を含む業務内容を評価した月額5千円の処遇改善 ☆

技能・経験を積んだ職員等

- 一定の研修を修了した各々の職務分野でのリーダー的業務を担う職員（（a）小規模グループケアリーダー等、（b）家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員等）に対して、（a）月額1万5千円（☆と合わせ2万円）、（b）月額5千円（☆と合わせ1万円）
 - 一定の研修を修了した複数の小規模グループケアを監督する職員（ユニットリーダー）に対して、月額3万5千円（☆と合わせ4万円）
 - 一定の研修を修了した支援部門を統括する職員（主任児童指導員、主任保育士）に対して、月額5千円（☆と合わせ1万円）
- の追加的な処遇改善を実施する。

* 予算積算上の人件費に対する2%の金額

保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)

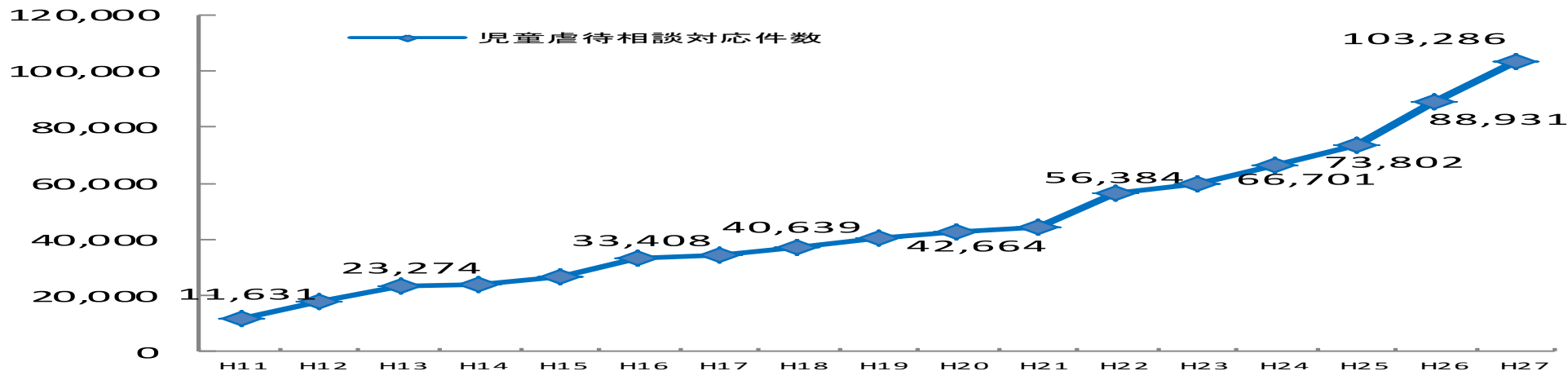


※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与と改善額は、予算上の保育士の給与改善額

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成27年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、103,286件。平成11年度に比べて約8.9倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（47.2%）、次いで身体的虐待の割合が多い（27.7%）。
- 相談経路は、警察等（37%）、近隣知人（17%）、家族（9%）、学校等（8%）からの通告が多くなっている。

児童虐待相談対応件数の推移



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成27年度	28,621 (27.7%) (+2,440)	24,444 (23.7%) (+1,989)	1,521 (1.5%) (+1)	48,700 (47.2%) (+9,925)	103,286 (100.0%) (+14,355)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
27年度	8,877 (9%) (+1,071)	2,059 (2%) (+63)	17,415 (17%) (+1,779)	930 (1%) (+81)	7,136 (7%) (+63)	246 (0%) (-35)	192 (0%) (+37)	3,078 (3%) (+113)	1,725 (2%) (+11)	38,524 (37%) (+9,352)	8,183 (8%) (+927)	14,921 (14%) (+893)	103,286 (100%) (+14,355)

児童虐待防止対策の強化(平成29年度予算案における主な取組)

児童虐待防止対策について、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(※)、改正児童福祉法等に基づき、発生予防から自立支援までの総合的な対策を推進する。

※子どもの貧困対策会議(平成27年12月21日)で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」の1つ。

<児童虐待・DV対策等総合支援事業>

児童相談所設置促進事業【新規】

中核市及び特別区が児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する経費について補助を行う。

法的対応機能強化事業【拡充】

児童相談所の業務が円滑に行われるよう、司法的な相談や対応が必要となる事例について家族、家庭裁判所、関係機関等との調整を行う、弁護士配置を促進する。

市町村相談体制整備事業【新規】

- 市町村が児童等に対する必要な支援(実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整)を行うための拠点(仮称)を運営する費用について補助を行う。
- 市町村が児童相談所からの指導措置の委託など在宅での児童の支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーを配置し、相談機能の強化を図る。
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員(仮称)等を配置することより要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る。

<児童相談体制整備事業>

児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーター(人)が対応する仕組みを構築する。

社会的養護の推進(平成29年度予算案における主な取組)

- 社会的養護が必要な子どもについて、家庭における養育環境と同様の養育環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託の推進及び養子縁組家庭への相談・支援を図る。
- 児童福祉法における児童に該当しない18歳以上の場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みを整備し、個々の子どもの状況に応じた支援を実施することにより、将来の自立に結びつける。

家庭養護の推進

- 改正児童福祉法において、都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことを踏まえ、里親支援機関を活用した支援体制の構築を図る。(里親支援事業(仮称)の創設)

被虐待児童などへの支援の充実

- 改正児童福祉法において、新たに自立援助ホームの対象に追加された22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者に対する支援に要する費用にかかる補助事業(児童自立生活援助事業(仮称))の創設
- 大学等就学中の者以外の自立援助ホーム入居者や児童養護施設の退所者等のうち、引き続き支援が必要な者に対し、原則22歳の年度末まで支援を継続する事業(社会的養護自立支援事業(仮称))の創設
- 特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設や産科医療機関等において、特定妊産婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、具体的な仕組みの検討に活用するための事業(産前・産後母子支援事業(仮称))の創設

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供するために、**子育て世代包括支援センター**を立ち上げる。
- 保健師等を配置してきめ細かな相談支援等を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。
- **子育て世代包括支援センターを法定化**(※法律上の名称は「母子健康包括支援センター」**母子保健法・平成29年4月1日施行**)。
 - 実施市町村数：**296市区町村(720か所)**(平成28年4月1日現在) ➢ **おおむね平成32年度末までに全国展開**を目指す。

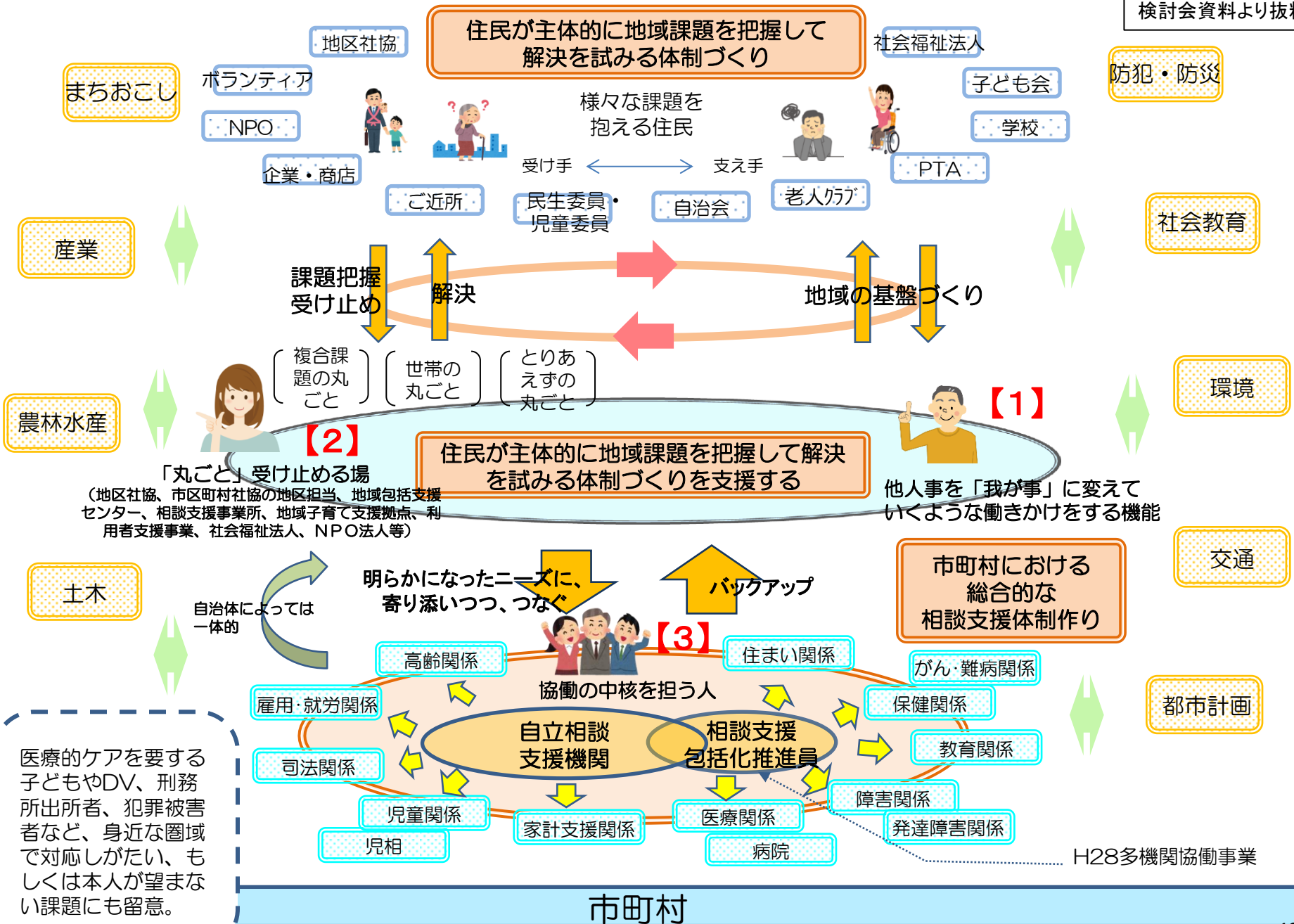


地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

平成28年12月14日
第4回地域力強化
検討会資料より抜粋

住民に身近な圏域

市町村域等

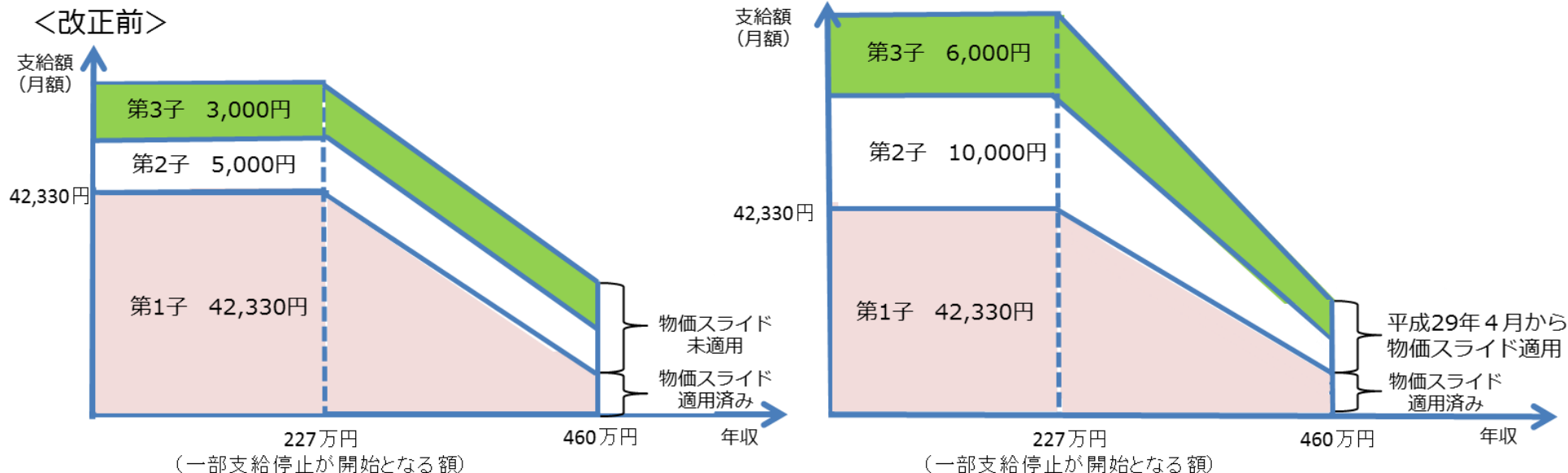


児童扶養手当法の一部を改正する法律 (平成28年5月2日成立、5月13日公布)

改正の概要

- ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、支給される児童扶養手当について、児童が2人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的に、第2子に係る加算額を5,000円から10,000円に、第3子以降に係る加算額を3,000円から6,000円に見直す。
- 加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逡減(※)させる。
(※) 支給額の逡減は法改正事項ではなく、政令改正により対応。 平成28年8月1日施行 (平成28年12月から支給)

(例) 母1人子3人の場合のイメージ図



改正法の付帯決議とそれを踏まえた検討状況

- 児童扶養手当法の一部を改正する法律の附帯決議において、「児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること」とされていること等を踏まえ、関係省庁連絡会議を開催。児童扶養手当の支払い回数などについて、検討を行っているところ。